

学校給食費についての大切なお知らせ

口座振替手続き と 学校給食申込書の提出 をお願いします。

金沢市立中学校で生徒のみなさんが学校給食を受ける場合に必要な手続きについてお知らせします。

1 提出をお願いする書類

- ①口座振替納付依頼書（自動払込利用申込書） → 金融機関へ直接提出してください
一部の金融機関は『金沢市 Web 口座振替受付サービス』によりお手続きできます。
※「2 口座振替のお手続き方法について」をご確認ください
- ②学校給食申込書 → 学校へ提出してください（学校から市へ送付されます）

一度手続きを行うと、金沢市立学校に在籍する間（中学校卒業まで）、進学・転校の際にあらためて手続きする必要はありません。

なお、事情により市が提供する給食の全部を食べない場合は、上記①・②のいずれの書類も提出する必要はありません。

（学校給食停止等申出書により「給食1食分全てを停止する（毎日）」と申し込む方）

2 口座振替のお手続き方法について

口座振替納付依頼書（3枚複写）に必要事項をボールペンで強めに記入し、次の金沢市指定金融機関等の窓口へご提出ください。

Web 対応の金融機関は、パソコン・スマートフォン等からインターネットを利用して、口座振替のお手続きができます。 **金沢市 web 口座振替** で検索してください。

銀行・信託銀行	信用金庫	その他
北國銀行（Web 対応）	金沢信用金庫	北陸労働金庫
北陸銀行（Web 対応）	はくさん信用金庫	金沢中央信用組合
福井銀行（Web 対応）	興能信用金庫	イオ信用組合
富山第一銀行	のと共栄信用金庫	横浜幸銀信用組合
福邦銀行	石動信用金庫	金沢市農業協同組合
みずほ銀行		金沢中央農業協同組合
三井住友銀行		石川県信用農業協同組合連合会
三菱UFJ 銀行		東日本信用漁業協同組合連合会石川支店
ゆうちょ銀行（郵便局）		

3 口座振替日（納期限）は年5回です

口座振替日（納期限）は、次のとおりです。

口座振替日が、土・日・祝日等の場合は、金融機関の翌営業日になります。

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
口座振替日	6月30日	8月31日	10月31日	1月4日	3月31日

- ・年間の予定額や1回ごとの振替額は、毎年6月頃にお知らせします。
- ・1回あたりの口座振替額は、1食当たりの額×1年間の喫食予定数で算出した額を5で割り、第1期～第4期までは1,000円未満の端数を切り上げた額となります。

例 喫食予定数190回の中学校

$293 \text{ 円} \times 190 \text{ 回} = 55,670 \text{ 円} \rightarrow 55,670 \text{ 円} \div 5 = 11,134 \text{ 円}$

$\rightarrow 1 \text{ 期} \sim 4 \text{ 期} \text{ まで } 12,000 \text{ 円} \text{ ずつ振替} (12,000 \text{ 円} \times 4 \text{ 回})$

残りの7,670円（55,670円－48,000円）を5期で振替

- ・予定していた学校行事が変更となった場合や、災害等で給食が実施できなかった場合等は、第5期で振替額を調整します。

4 学校給食費の額について

保護者の皆様には食材購入のための実費相当分から公費負担額を引いた額を学校給食費としてご負担いただきます。

ご負担いただく1食あたりの給食費は、次のとおりです。

中学生 1食あたり293円

アレルギー等により、給食の一部を食べない場合は、相当分の額を減額します。

5 給食の停止、再開について

給食申込後、保護者の方から申出がない限り、給食は停止しません。病気等の理由により連続して8日間以上給食を停止したい場合は、遅くとも停止する3日前（土日祝日を除く）までに学校へご連絡ください。なお、急な欠席の場合は、食材発注のキャンセルができないため給食費がかかります。あらかじめご了承ください。

停止した給食を再開する場合も3日前までに学校へご連絡ください。

金沢市立の中学校に入学後、市立学校以外へ転校する場合は、停止の手続きは不要ですが、学校へすみやかにご連絡ください。

お問い合わせ先

金沢市教育委員会 教育総務課 学校給食係

電話 076-220-2444

メール kyouiku_s@city.kanazawa.lg.jp